

PTA規約改正(案)

○ P T A規約

現行		改正案
第2章 目的及び活動 第3条 この会は、<u>父母</u>と教員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。 第4条 1 よい<u>父母</u>、よい教員となるよう努める。	変更	第2章 目的及び活動 第3条 この会は、<u>保護者</u>と教員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。 第4条 1 よい<u>保護者</u>、よい教員となるよう努める。
第4章 会員 第6条 (1) 本校児童の<u>父母またはこれに代わる者</u>	変更	第4章 会員 第6条 (1) 本校児童の<u>保護者</u>
第7条	追加	第7条 3 途中退会時の会費は、事務手続き上翌月分まで納入する。ただし、退会届の提出がその月の25日を過ぎた場合は翌月の受理となるため、受理された月の翌月までの納入となる。

○ 慶弔規程

現行		改正案
第2条 この規程を実施するため、会員は毎月10円を拠出する。ただし、月途中の転出等による返金を行わない。	変更	第2条 慶弔費は会費から支出する。
第3条 この規程により、会計は一般会計と分離して経理する。	削除	
<u>第4条</u> この規程の運用は別表のとおりとし、特に定めないものについては、役員会がその都度協議して決定する。	変更	<u>第3条</u> この規程の運用は別表のとおりとし、特に定めないものについては、役員会がその都度協議して決定する。